

答 申

1 審議会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、平成26年9月9日26京保第6990号で行った個人情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）により不開示とした情報のうち、初回相談事項欄に記載された異議申立人からの相談内容は、開示すべきである。

2 異議申立てに係る対象個人情報の開示決定状況

異議申立てに係る対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、乳幼児発達相談指導票（以下「指導票」という。）に記載された異議申立人の子（以下「本件児童」という。）の個人情報である。

実施機関は、本件個人情報のうち、担当医師及び担当作業療法士（以下「担当医師等」という。）の氏名については、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第14条第1項第1号（開示請求者以外の個人に関する情報）に該当するとして、初回相談事項及び所見（診察所見及び神経学的所見を含む。以下同じ。）については、同項第5号（評価判断情報）に該当するとして不開示とし、その余の部分は開示している。

3 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての経過

ア 異議申立人は、未成年者である本件児童の法定代理人として、平成26年9月3日付けで、実施機関に対し、条例第13条第1項の規定に基づき、本件個人情報の開示請求を行った。

イ 実施機関は、平成26年9月9日付けで、本件決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

ウ 異議申立人は、平成26年10月17日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、異議申立てを行った。

4 異議申立人の主張要旨

異議申立書における異議申立人の主張を要約すると、次のとおりである。

- (1) 本件児童の8～9か月時の乳幼児発達診査における診察結果を知りたい。
- (2) 平成22年10月15日に帝王切開で出産後、入院時に産婦人科に来ている小児科医から股関節で少し音がする（以下「股関節音」という。）として、オムツの仕方を指導された。股関節音については、母子手帳に記載されている。
その後、町の乳幼児健診でチェックしてもらうように言われた。
- (3) そこで、町の乳幼児健診及び県の乳幼児発達診査のたびに股関節音について医師に伝えたが、見逃された。
- (4) 本件児童は、2歳9か月時に股関節脱臼と診断された。
- (5) 運動指導により歩行するようになったため、逆に悪化してしまったのではないかという疑念がある。
- (6) 乳幼児発達診査でどのような診察が行われ、どこで見逃されたのかを確認したいので、不開示部分の情報を開示してほしい。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由を要約すると、次のとおりである。

- (1) 条例第14条第1項第1号該当性について

条例第14条第1項第1号該当により不開示とした情報は、本件児童の診察を行った担当医師等の氏名であり、開示請求者以外の個人に関する情報である。

当該情報が開示された場合、異議申立人が診察に対する不満又は担当医師等への不信任感や誤解から、直接、担当医師等に苦情を申し立てる等、担当医師等の正当な利益を害するおそれがある。

なお、本件児童は、担当医師等の診察等を各々から一度ずつしか受けておらず、異議申立人は、当該情報を知っている立場にあることが明らかであるとはいえない。

- (2) 条例第14条第1項第5号該当性について

条例第14条第1項第5号該当により不開示とした情報は、乳幼児発達診査に係る異議申立人が行った相談事項、担当医師等の所見等を記録したものである。

当該情報が開示された場合、医師等と相談者との認識の食い違い等から誤解や不信任感、感情的な反発が生じ、その結果、医師等と相談者との信頼関係が損なわれ、乳幼児発達診査事業の適正な実施に支障を生じるおそれがある。

また、開示が前提となれば、医師等が、相談者との信頼関係が損なわれることを懸念して、客観的な診察所見等の記載を躊躇し、表面的な記載にとどめるなど、今後の当該事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがある。

6 審議会の判断

(1) 本件個人情報の特徴及び内容について

ア 乳幼児発達診査事業について

乳幼児発達診査事業（以下「本件事業」という。）は、福岡県乳幼児発達診査事業実施要領（平成9年5月9日9保対母第16号保健環境部長通知）に基づき、障害児には該当しないが精神・運動発達面に問題がある児童又はそのおそれのある児童（以下「対象児童」という。）を早期に把握するとともに、保健・医療・福祉の連携を図りながら、対象児童の健全な発達を促進することを目的として、9つの保健福祉（環境）事務所（以下「保健所」という。）で実施されている。

本件事業のスキームは、次のとおりである。

- (ア) 保健所は、市町村が実施する乳幼児健康診査、家庭訪問等で対象児童の可能性のある児童が発見された場合、対象児童であるか否かを把握するために、専門医師による診察、心理判定員による判定等を行い、その結果、必要と認められる児童については、専門スタッフ（専門医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士）等による発達の訓練・指導（以下「発達診査」と総称する。）を行う。
- (イ) 保健所は、発達診査の結果、さらに精密な診査が必要な場合又は障害が認められた場合は、当該対象児童に対し、専門機関の受診を勧めている。

このように、本件事業は、対象児童が発達の遅れを取り戻すまで継続的に実施するものではなく、数回の経過観察・訓練により処遇を見極めるものである。

イ 本件個人情報の内容について

本件個人情報は、実施機関が、平成23年7月14日及び同年8月11日に本件児童に対して発達診査を行った際に作成した、指導票に記載された本件児童の個人情報である。

指導票には、診察年月日、本件児童、父及び母の氏名及び年齢、住所、本件児童の出生時の状況、異議申立人からの相談内容、本件児童の身体発育値、所見、判定、担当医師等の氏名等が記載されている。

ウ 不開示情報について

本件個人情報のうち、実施機関が不開示とした情報及び条例の適用条項は、次のとおりである。

- (ア) 担当医師名欄及び担当者名欄に記載された担当医師等の氏名：条例第14条第1項第1号該当
- (イ) 初回相談事項欄に記載された異議申立人からの相談内容：条例第14条第1項第5号該当
- (ウ) 所見欄に記載された担当医師等の診察、評価、判断等の内容：条例第14条第1項第5号該当

(2) 条例第14条第1項第1号該当性について

ア 本号の趣旨

条例第14条第1項第1号は、開示請求に係る個人情報の中に、開示請求者以外の個人の情報が含まれている場合において、これを開示すると、開示請求者以外の個人に関する情報を開示請求者に開示することとなり、それによって、当該個人の正当な利益を害するおそれがあることから、当該個人に関する情報を不開示とする要件を定めたものである。

「開示請求者以外の個人」とは、開示請求された公文書等に記載された自己情報の中に含まれる請求者（法定代理人が本人に代わって開示請求する場合にあっては、個人情報の本人をいう。）以外の者をいう。

「当該個人の正当な利益を害するおそれ」とは、開示することによって、個人情報に含まれる開示請求者以外の個人の名誉、社会的地位、プライバシーその他の利益を害するおそれがあることが、個人情報の内容等から判断できる場合をいう。

この場合の判断に当たっては、開示請求者と開示請求者以外の個人との関係及び個人情報の内容等を十分考慮して、個別に判断することが必要である。また、開示請求のあった個人情報に含まれる開示請求者以外の個人の権利利益を害するか否かの判断は当該個人の権利利益に関わる問題であるので、慎重に行う必要がある。

なお、開示請求者以外の個人に関する情報であっても、開示請求者が当該個人情報を知っている立場にあることが明らかな場合や何人でもこれを知り得る情報である場合は、正当な利益を害することにならない。

イ 該当性の判断

(ア) 本件個人情報のうち、実施機関が条例第14条第1項第1号に該当するとして不開示とした情報が同号に該当するか否かについて以下判断する。

(イ) 実施機関が同号に該当するとして不開示とした部分には、担当医師等の氏名が記載されており、これらの情報は、開示請求者以外の個人に関する情報である。

(ロ) これらの情報が開示された場合、異議申立人が診察等に対する不満又は担当医師等への不信感や誤解から、診察所見等の内容等に関し、担当医師等に接触し、追加的な説明を求める等の行為により、担当医師等の業務に支障を及ぼすおそれがあるなど、当該個人の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

(ハ) 当審議会が、実施機関に確認したところ、本件事業は、実施機関において年10回開催されており、毎回、実施機関の要請に応じて近隣の医療機関から派遣された医師、作業療法士及び言語聴覚士各々1名ずつが従事している。

なお、言語聴覚士は、毎回特定の者が従事しているが、医師及び作業療法士は、複数名が交替で従事しており、担当医師等の名札の着用、担当医師名等の会場への掲示などは行っていない。

本件児童は、平成23年7月14日に医師による診察を、同日及び同年8月11日に作業療法士による発達の訓練・指導を受けたが、作業療法士はそれぞれ別の者が担当した。

したがって、本件児童は、医師による診察及び作業療法士による発達の訓練・指導を各々から一度ずつしか受けていないことから、異議申立人は、担当医師等の氏名を知っている立場にあることが明らかであるとはいえず、また、担当医師等の氏名は、何人でも知り得る情報ともいえないため、条例第14条第1項第1号に該当する。

以上のことから、これらの情報について、実施機関が同号に該当するとして不開示とした決定は、妥当である。

(3) 条例第14条第1項第5号該当性について

ア 本号の趣旨

条例第14条第1項第5号は、診療、指導、相談、選考その他の個人の評価又は判断を伴う事務に関する情報を開示した場合、当該事務の過程等を知らせることとなり、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあることから、評価判断情報を不開示とする要件を定めたものである。

「事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる」場合とは、請求者に開示することにより、事務の適正な執行が困難になる可能性が客観的に認められる場合をいい、評価、判断を行う者との信頼関係を損なうことによって事務の適正な執行に具体的な支障を生ずるおそれがあると判断される場合等がある。

イ 該当性の判断

本件個人情報のうち、実施機関が条例第14条第1項第5号に該当するとして不開示とした情報は、実施機関が本件事業を行う過程で作成したものであるが、本件事業は、発達診査における診察、評価、判断等を基に、対象児童に対する処遇を見極めるものであるから、当該不開示情報は、同号に規定する個人の評価又は判断を伴う事務に関する情報であると認められる。そこで、これらの情報を開示することにより、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるか否かについて以下検討する。

(7) 初回相談事項欄に記載された異議申立人からの相談内容について

実施機関が条例第14条第1項第5号に該当するとして不開示とした情報のうち、初回相談事項欄に記載された異議申立人からの相談内容は、実施機関が異議申立人本人から聴取した内容を記録したものであることから、開示することにより、実施機関が行う本件事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、同号には該当しない。

なお、当該情報は、開示請求者以外の個人、すなわち異議申立人本人に関する情報であることから、開示することにより、異議申立人の正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、同項第1号にも該当しない。

また、当該情報は、条例第14条第1項各号に掲げるその他の不開示情報のいずれにも該当しない。

(イ) 所見欄に記載された担当医師等の診察、評価、判断等の内容について

実施機関が条例第14条第1項第5号に該当するとして不開示とした情報のうち、所見欄に記載された担当医師等の診察、評価、判断等の内容は、担当医師等が発達診査を行った際に本件児童に対する専門的見地から行う診察、評価、判断等の内容を記録したものである。

前述の6の(1)のAのとおり、本件事業は、数回の経過観察・訓練により、対象児童の処遇を見極めることが目的であり、対象児童が発達の遅れを取り戻すまで継続的に実施するものではない。したがって、発達診査時に指導票に記載される情報は、対象児童の今後の処遇を見極めるための判断材料となる情報であるにとどまる。発達診査の結果、さらに精密な診査が必要な場合又は障害が認められた場合であっても、医師等はそれ以上の診査を行うことなく、専門機関の受診を勧めるという対応をしている。

通常医療機関における診察においては、相互に信頼、協力関係にある医師及び患者の合意を基礎として、医師が患者に対し、その診察結果、治療方針等を説明し、患者の納得を得ながら疾患等の回復に向けて治療を行っていくことが一般的である。

しかし、本件事業における発達診査は、あくまで対象児童の今後の処遇を判断するためのものであり、通常診察とは趣旨又は目的を異にしていることから、医師等と相談者との関係も通常治療のための関係とは異なっており、医師等は、発達診査の結果得られた情報が相談者に開示されることを想定せずに、指導票に率直な評価又は判断を記載しているものと考えられる。

対象児童の今後の処遇を見極めるためには、できるだけ客観的で率直な評価又は判断が求められるところ、これらの情報を開示することが前提となれば、医師等が、相談者の反応等を考慮して、発達診査を受けた児童に対する率直な評価又は判断の記載を躊躇^{ちゅうちよ}し、表面的な記載にとどめてしまうなど、指導票としての機能を著しく低下させ、今後の本件事業の公正かつ適切な執行に支障が生じるおそれがあると認められるため、これらの情報は条例第14条第1項第5号に該当するといえる。

以上のことから、実施機関が同号に該当するとして不開示とした情報のうち、初回相談事項欄に記載された異議申立人からの相談内容は開示すべきであるが、所見

欄に記載された担当医師等の診察、評価、判断等の内容を不開示とした決定は妥当である。

以上の理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。